



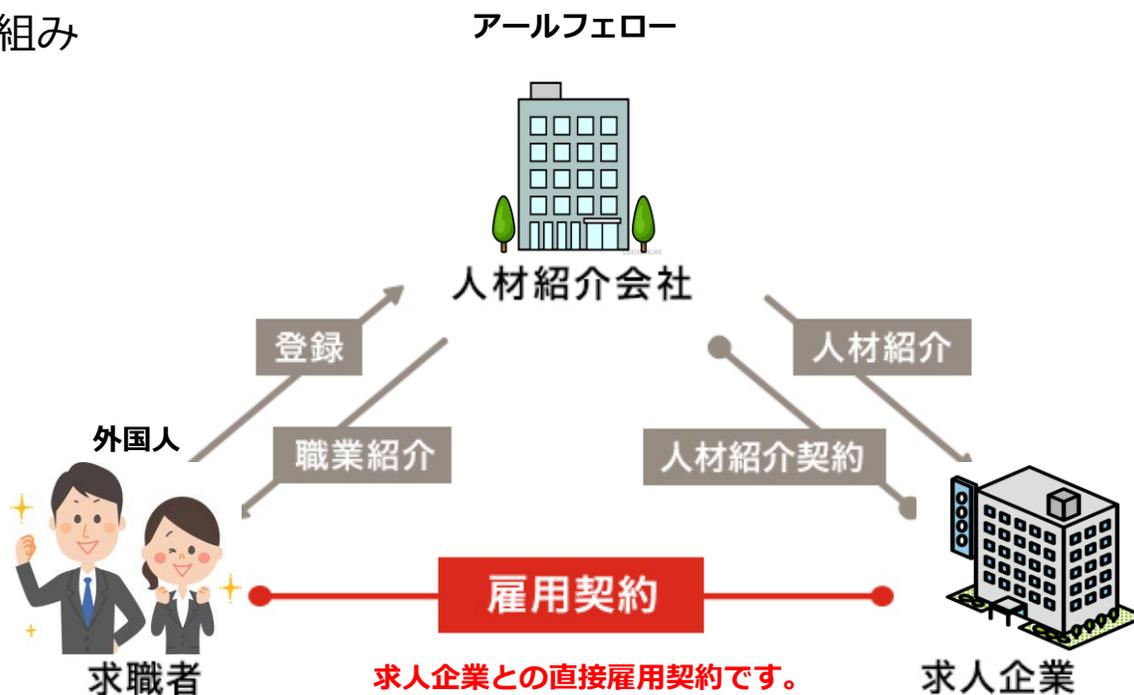
(株)アールフェロー

～外国籍の方を採用するにあたっての基本事項～

【1】アールフェローの業務内容

アールフェローは、**外国人**に特化した、**正社員**の**人材紹介**会社です。
求人企業に求職者（外国人）を紹介することで、企業から紹介料をいただきます。
アルバイトや派遣の紹介は行っていません。

▼人材紹介業の仕組み



【2】外国人のビザ／業界に関して

①ビザに関して

求職者の大半は、留学生か転職者です。

働くためには、**就労ビザ**が必要です。

アールフェローは、就労ビザの中の1つ、**技術・人文知識・国際業務（技人国）**のビザでできる仕事を紹介しています。

留学生は、留学ビザから就労ビザ（技人国）に申請承認後、勤務可能です。

技人国ビザを持っている転職者は、すぐに勤務可能です。

ビザ手続き関連は、当社専属の**行政書士**が行います。

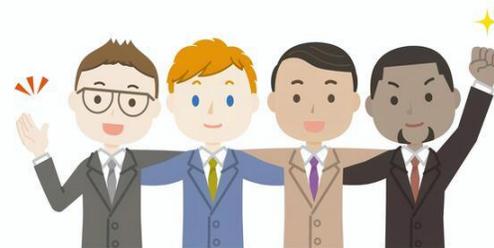


▼在留資格一覧

在留資格名	技術・人文知識・国際業務	特定技能	技能実習	身分系ビザ
在留期間	無制限 (更新は必要)	最長5年 (特定技能2号は制限なし)	最長5年	無制限 (更新は必要)
主な要件	業務内容と関係のある 学歴か職歴	日本語試験& 特定技能の試験に 合格	日本語講習を完了	本人の身分や 地位に応じて 与えられる
仕事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の専門性を活かせる仕事 例) 営業 / エンジニア / マーケティング / デザイナー / 語学教師など ● 単純労働は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人手不足の12分野 14業種 介護 / ビルクリーニング / 製造 / 建設 / 造船・船用工業 / 自動車整備 / 航空 / 宿泊 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 90職種 165作業 例) 農業 / 建設業 / 製造業 / 介護 / 清掃など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制限なし
	一般企業の総合職採用は基本的にコレ!	人手不足の解消を目的とした在留資格	海外への技術移転が目的	日本人と同じ感覚で雇用可能



正社員の技人国をおすすめする理由



技能実習、特定技能のデメリット

- ▶ 技能実習は3年後に廃止されて育成就労制度に。育成就労では今までできなかった転職ができるようになるため、転職者続出が想定される。
若者が多く、日本語を話せない人や問題を起こす人が多い。
- ▶ 特定技能は職業評価試験やN4合格必須など壁が高い。
- ▶ 技能実習、特定技能ともに、最長5年しか日本にいれないため、雇用が安定しない。
毎月管理費が発生するため、長期的にみると採用コストがかかる。

「技人国」のメリット

- ▶ 技・人・国は、勉強した期間と就労期間含め10年で永住権を取得できて、雇用が安定する。
大卒、専門学校を卒業しないと「技人国」はとれないため、言語レベルが高く、質も良い。

派遣のデメリット

- ▶ 派遣は偽造カードが横行していて、入管の査察が入りやすい。雇用の安定もしないため、辞める人が多い。

正社員のメリット

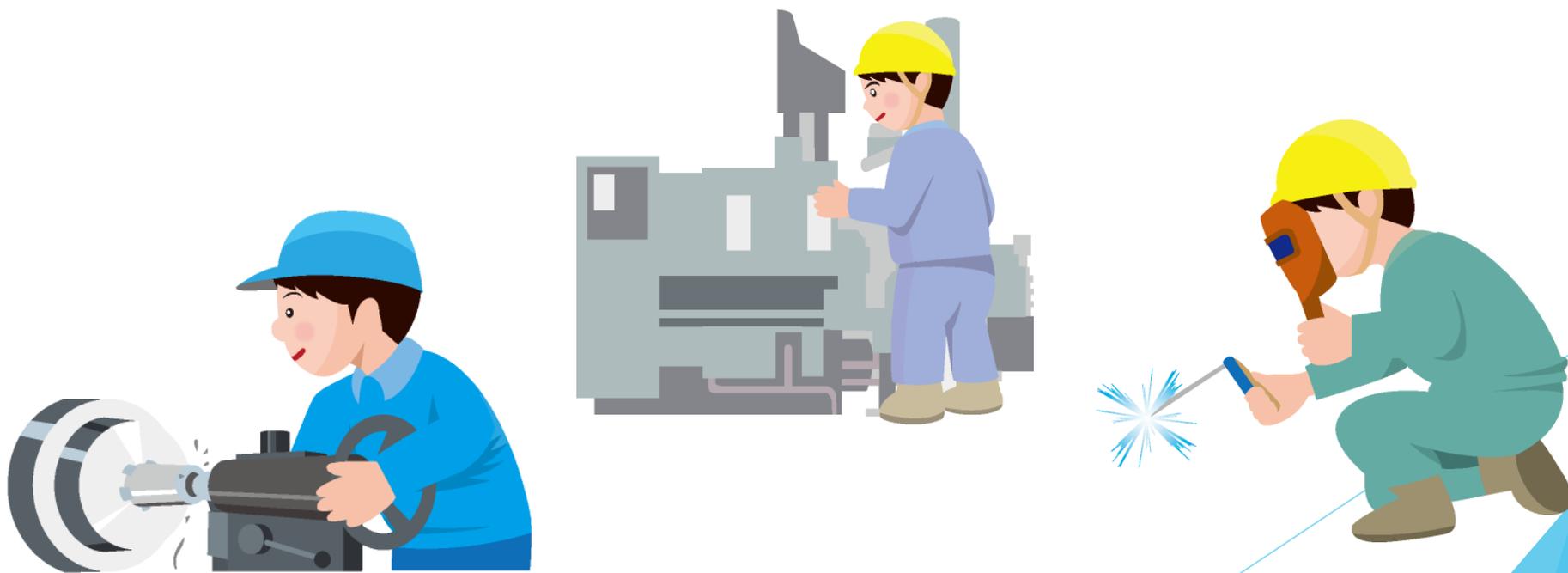
- ▶ 日本人を雇うのと同様。雇用が安定する。外国人も正社員になることを目標としている。

②求人企業の業界について

これまで紹介してきた業界の中で、**製造業**が多いです。

技人国の要件として、「業務内容と同じ学歴か職歴」と記載がありますが、一昨年2月に改正があり、かなり緩和されています。

単純作業と思われがちな業務でも、「生産管理」「将来の幹部候補」など、行政書士が雇用理由書にしっかり書くので問題ありません。



②求人企業の業界について

技人国で、就業してはいけない業界

- ▶ 鳶（建築）／造船／ドライバー／農業／漁業／警備／清掃 など



【3】外国人の国籍について

▶ **東南アジア**がメインです。

ネパール／バンングラディッシュ／パキスタン／インド／ベトナム
ミャンマー／インドネシア／スリランカ など。

上記の中でも、**ネパール**の紹介実績が1番多いです。

ネパール人のいいところ◎

- ・ 宗教がヒンドゥー教、仏教のため、日本人の国民性と似ている。
- ・ 控え目な性格で、対話する際の距離感も問題なし。
- ・ 母国語以外に、英語、インド語、日本語など多言語を話せる人が多い。



【4】料金体系

初期費用	基本的に0円（引率費用、交通費なども0円）
紹介手数料	1名につき総年収の20%～
請求日	就労ビザ申請料金は入管申請許可後 5 万円（税抜） なお転職者の場合、就労資格証明書は企業負担で 5 万円（税抜） ビザ更新手数料は外国人負担で 5 万円（税抜） 紹介手数料は新卒の場合、内定した日の月末締めで翌月20日までを支払期限とする。 なお、転職者の場合は勤務開始日を支払期限とする。
返金規定	入社予定者が入社しなかった場合：紹介手数料の金額返金（税込） 入社予定者が入社日後1ヶ月未満に退職した場合：80%返金（税込） 入社予定者が入社日後3ヶ月未満に退職した場合：50%返金（税込） 入社予定者や入社後3ヶ月未満で退職した場合は、補充人材を無料でご紹介します。 尚、この場合は、返金規定は適用されません。 ただし特例として6ヶ月未満で退職した場合は、無料で人材をご紹介します。